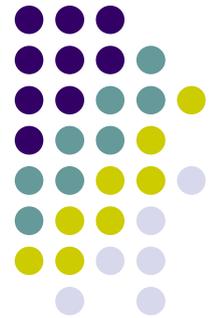


第5回 まちづくり基本条例 市民検討委員会資料

1. 前回の振り返り
2. これまでのアイデアに対する対応
3. 条例前文・全体の検討
4. その他



第5回 会議進行のイメージ

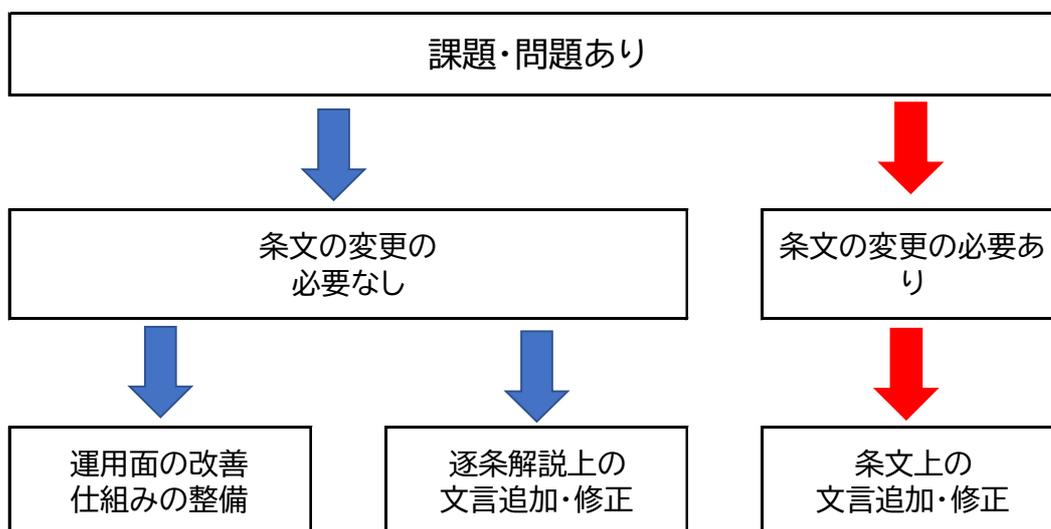


時間	所要時間	内容
14:00	10分	・委員長挨拶 ・前回の振り返り
14:10	40分	・これまでのアイデアに対する 対応
14:50	40分	・条例前文、全体の検討
15:30	10分	・まとめ
15:40		終了

2. これまでのアイデアに対応する対応(2)



頂いた意見(アイデア)は
以下の3つに分類したいと思います



9

2. これまでのアイデアに対応する対応(3)



お手元の資料2では

「意見」の列に第2～4回会議のグ
ループワークで頂いた意見の概要を
記載しています。

「フロー図による区分」では

先ほど説明した区分による対応案を
記載しています。

10

2. これまでのアイデアに対応する対応(4)



資料2を基にご意見をお願いします

※資料2のフロー図による区分
具体的な対応(条文修正)
の確認をしていきます

11

3. 条例前文・全体の検討(1)



・条例の前文って？

→前文は制定経緯や、基本原理を記載します
自治体の成り立ち、住民と自治体の関係などを記載
するのが望ましいとされています

・前文の役割

→前文は条例全体の解釈基準となる

・他市の構成

→市の特性・自然・文化、社会的ニーズ、まちづくりの基
本的方向、実現のための課題、市民の認識、制定理由

3. 条例前文・全体の検討(2)



・条例の前文に入れたいキーワードなどの意見は資料3のとおり

→6件の回答

現状に合っている	2件
現状に合っていない	2件
わからない	2件

14

3. 条例前文・全体の検討(3)



・合っていないの意見

→序論:端的にまちを伝えるべき

本論:どんなまちづくりを目指すのか記載すべき

結論:市民、行政それぞれの役割を具体的に示すべき

→総合計画とリンクするものがよい

(反して、

「現状の前文には前回の総合計画のフレーズが記載されていて、時代に即していない」

「時限的な用語(総合計画の文言)」を記載すると目指すべきものとずれが生じる」という意見も

15

3. 条例前文・全体の検討(4)



・見直す場合のキーワード

赤字: 前文に反映
青字: 条文に反映

- ・町内会活動の周知 ・環境配慮
- ・カーボンニュートラル ・持続可能な生活環境(社会)
- ・市民主導 ・花のまちづくり ・盛ん ・生活の源
- ・恵まれたまち ・選ばれる魅力的なまち
- ・子どもからお年寄り ・地域 ・次世代へ継承
- ・まちの魅力を発見 ・情報発信 ・連携
- ・住んで良かったと思えるまちづくり
- ・誰もが主役になれる ・実現
- ・人がつながり 夢ふくらむえにわ
- ・恵庭らしいまちづくり

16

3. 条例前文・全体の検討(4)



・前文への意見

- ・文章の構成をいちから、変更するべき
序論→恵庭市の魅力ある資源を端的に述べ
本論→誰にとってのまちづくり条例を制定している
か追記、課題と具体策の盛り込み
結論→願い、市民の役割、行政の取り組み
- ・総合計画でもまちづくりの目標が示されているので、
そことリンクさせた見直し
- ・時限的な用語(第〇期総合計画の文言など)を入れると、
【2】の例のように目指すべきものに多少の差が生まれる

17

3. 条例前文・全体の検討(6)



赤字: 前文に反映
青字: 条文に反映

・条例全体に追記したいキーワード

- ・多文化**共生** ・**ガーデンフェスタ**
- ・千歳や北広島、近隣都市との連携 →**逐条解説で整理**
- ・シビックプライド(※1)を育てていく
- ・DIY都市(※2)への発展 ・協働から**協創**へ
- ・**スマートシティ** ・総合扶助 ・寄り添う ・意識の向上
- ・**人と人とのつながり** ・**カーボンニュートラル**

※1: 地域を愛し、その地域をより良くし、貢献していこうという思い

※2: 地域で暮らす人、その地域を愛する人たちが主役となって、自分たちでどのようなまちにしたいのか考え、手を動かし、自分たちで作っていく都市

18

3. 条例前文の検討(7)



・前文の事務局案は別紙④のとおり

- ・頂いた意見のうち、赤字部分は反映しているものと考えています。
- ・大枠の趣旨としてこのような内容でよいかご意見を頂ければと思います。

19

3. 条例前文・全体の検討(8)



・条例全体に追記したいキーワード

青字: 条文に反映

- ・スマートシティ
- ・カーボンニュートラル

・第24条の2として以下を追加

(行政運営)

第24条 市は、情報技術の活用に努め、効率的で市民が利用しやすい運営を行うよう努めるものとします。

2 市は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民と協力しながら、脱炭素社会の実現を目指すよう努めるものとします。

20

4. その他



・まちづくり基本条例市民フォーラム

1. 開催目的

- ・まちづくり基本条例の市民周知
- ・見直し進捗状況の市民周知
- ・見直しに対する意見(キーワード募集など)

2. 概要

【開催候補日】 8/25(金)

【開催時間】 18時～19時40分

【開催場所】 市民会館大会議室

市民検討委員会の皆さんもぜひご参加お願いします

21